

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

企業間の連携の取組として、地方自治体主催の技術展示商談会を例年実施し、中小企業が有している優れた技術の発掘や、販路開拓等に向けた支援を行います。

### d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

取引先と連携し、リサイクル技術の共同開発や低炭素素材を使用した調達など、脱炭素に向けた取り組みを推進します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう「明示的な協議」を十分に実施の上、決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で取引先と十分に協議し、適切に価格に転嫁します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、取引先と十分に協議の上で合意した適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、量産終了から一定年数(15

年を目安とし部品/車種の特性を加味)を経過した場合は、型の廃棄を前提に協議を行うとともに、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

### ③ 手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する代金は、全額現金で支払います。

また、下請法対象外の取引についても、中小企業庁・公正取引委員会通達『手形等のサイトの短縮への対応について(2024. 4. 30)』に留意し、引き続き支払い条件の改善に努めます。

### ④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他

- ・下請け事業者との取引について、関連する法令の遵法管理体制を強化し、社内教育等で継続的に啓発を行い、法令遵守の徹底を図ります。
- ・取引先とのコミュニケーションをより一層強化することと併せて、取引先が弊社との取引における困り事等を、匿名で相談が可能な外部ホットラインを設置することで、迅速な改善の実施と、より一層の適正取引の推進を図ります。

2025年3月18日

(2025年4月1日 代表者変更による更新)

日産自動車株式会社

企 業 名

代表執行役社長兼最高経営責任者 イヴァン エスピノーサ

役職・氏名 (代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。